# 電気需給約款（高圧・特別高圧）

東京エリア

2025 年 10 月 1 日　実施

株式会社レクスポート

# 目次

第 1 章 総　則 ..... 4
第１条　適用 ..... 4
第２条　需給約款の変更 ..... 4
第３条　用語の定義 ..... 5
第４条　単位および端数処理 ..... 7
第５条　実施細目 ..... 7
第 2 章 契約の締結 ..... 7
第６条　需給契約の申込み ..... 7
第７条　需給契約の成立および契約期間 ..... 8
第８条　供給電気方式, 供給電圧および周波数 ..... 8
第９条　需要場所 ..... 8
第 10 条　需給契約の単位 ..... 8
第 11 条 供給の開始 ..... 9
第 12 条 供給の単位 ..... 9
第 13 条 需給契約書の作成 ..... 9
第 14 条 承諾の限界 ..... 9
第 3 章 契約種別 ..... 9
第 15 条 常時電力 ..... 9
第 16 条 予備電力 ..... 11
第 17 条 自家発補給電力 ..... 12
第 4 章 料金の算定および支払い ..... 14
第 18 条 料金 ..... 14
第 19 条 料金の適用開始の時期 ..... 14
第 20 条 料金の算定期間 ..... 14
第 21 条 使用電力量等の計量 ..... 15
第 22 条 料金の算定 ..... 15
第 23 条 日割計算 ..... 15
第 24 条 料金の支払義務および支払期日 ..... 15
第 25 条 延滞利息 ..... 16
第 5 章 使用および供給 ..... 16
第 26 条 適正契約の保持 ..... 16
第 27 条 契約超過金 ..... 16
第 28 条 力率の保持 ..... 16
第 29 条 需要場所への立入りによる業務の実施 ..... 17
第 30 条 供給の停止 ..... 17
第 31 条 供給停止の解除 ..... 17

第 32 条　供給停止期間中の料金 17
第 33 条　違約金 17
第 34 条　供給の中止または使用の制限もしくは中止 18
第 35 条　損害賠償の免責 18
第 36 条　設備の賠償 19
第 37 条　需給計画に係るお客さまの協力 19
第　6　章　契約の変更および終了 19
第 38 条　需給契約の変更 19
第 39 条　名義の変更 19
第 40 条　需給契約の廃止 19
第 41 条　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算 19
第 42 条　解約等 20
第 43 条　需給契約終了後の債権債務関係 20
第　7　章　供給方法、工事および工事費の負担 20
第 44 条　供給方法および工事 20
第 45 条　工事費負担金等相当額の申受け等 21
第　8　章　その他 21
第 46 条　反社会的勢力との取引排除 21
附　　則 23
別表１　再生可能エネルギー発電促進賦課金 25
別表２　燃料費調整 26
別表３　市場調達調整 29
別表４　日割計算の基本算式 30

# 第 1 章 総　則

## 第１条　適用

1. 株式会社レクスポート（以下「当社」といいます。）が，一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介し，高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客さまに対して，電気を供給するときの料金その他の供給条件は，この「電気需給約款（高圧・特別高圧）」（以下「本需給約款」といいます。）によります。
2. 本需給約款は，次の地域に適用いたします。ただし，電気事業法第２条第１項第８号イに定める離島には適用いたしません。

   栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，静岡県（富士川以東）

## 第２条　需給約款の変更

1. 一般送配電事業者が定める託送供給等約款が改定された場合，法令・条例・規則等が改正された場合，経済情勢の変更が生じた場合，その他当社が必要と判断した場合には，当社は，本需給約款を変更することがあります。この場合，当社は，あらかじめ変更後の電気需給約款（高圧・特別高圧）の内容およびその効力発生時期を当社ウェブサイト上に掲載する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することといたします。この周知が行われ，効力発生時期が到来した場合には，料金その他の供給条件は，変更後の電気需給約款（高圧・特別高圧）によります。また，お客さまから求めがあった場合，当社は，お客さまに対し，変更後の供給条件を記載した書面を交付いたします。
2. 当社とお客さまとの間で電気の需給契約（以下「需給契約」といいます。）締結後，消費税法および地方消費税法（以下総称して「消費税法等」といいます。）の改正等により消費税法等の税率が変更された場合には，お客さまは変更された税率に基づいて料金その他の債務にかかわる消費税等相当額を支払うものといたします。
3. 本需給約款の変更に伴い，当社が，変更の際の供給条件の説明，契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合以下の方法により行うことを，お客さまは，あらかじめ承諾していただきます。
   (1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合，当社が適切と判断した方法により行い，説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し，記載いたします。
   (2) 契約変更後の書面交付を行う場合には，当社が適切と判断した方法により行い，当社の名称および住所，お客さまとの契約年月日，当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載いたします。
   (3) 上記にかかわらず，本需給約款の変更が，法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には，供給条件の説明および契約変更前の書面交付については，当社が適切と判断した方法により説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを，書面を交付することなく説明すること，および契約変更後の書面交付をしないことといたします。
4. お客さまと当社との間で需給契約が成立した場合，需給契約に関する供給条件を記載した書面につい

ては，遅滞なく，当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付することといたします。

**第３条　用語の定義**

以下の言葉は，本需給約款においてそれぞれ以下の意味で使用します。

1. 高圧
   標準電圧 6，000 ボルトをいいます。
2. 特別高圧
   標準電圧 20，000 ボルト以上の電圧をいいます。
3. 供給地点
   当社が，一般送配電事業者から，お客さまに電気の供給をするために行う接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。
4. 供給地点特定番号
   対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。
5. 契約電力
   お客さまが契約上使用できる最大電力（kW）をいいます。
6. 常時供給電力
   お客さまに常時供給する電気をいいます。
7. 予備電力
   (1) 予備線
   常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合
   (2) 予備電源
   常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合，または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合
8. 自家発補給電力
   お客さまが、当社が供給する電気とお客さまが所有する自家発電設備による電気を合わせて使用する場合に，お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により，自家発電設備が使用できない場合，または，②事故等①以外の事由による不足電力の補給に当てる場合に当社がお客さまに供給する電気をいいます。
9. 臨時電力
   需給開始日または契約電力増加日から契約電力減少日の前日までの期間を対象として使用が 1 年未満となる電気をいいます。
10. 夏季
    毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
11. その他季
    毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。
12. ピーク時間
    夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。ただし日曜日，「国民の祝日に関する法律」に定める休日の該当する時間を除きます。

13. 昼間時間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。ただし，ピーク時間ならびに日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，１月２日，１月３日，４月30日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

14. 夜間時間

ピーク時間，夏季昼間時間，その他季昼間時間以外の時間をいいます。

15. 平日時間

休日時間以外の時間をいいます。

16. 休日時間

日曜日，「国民の祝日に関する法律」に定める休日，１月２日，１月３日，４月30日，５月１日，５月２日，12月30日および12月31日の午前０時から午後12時までの時間をいいます。

17. 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

18. 市場調達調整費

市場電源調達に係る費用の変動を料金に反映させるための制度に基づいて別表 3 に記載の方法により算出された値をいいます。

19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第１項に定める賦課金をいい，別表１に定めるものをいいます。

20. 接続供給契約

当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる，当社が一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約をいいます。

21. 託送供給等約款

一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます。

22. 需要場所

需給契約書等においてあらかじめ定める，当社が供給した電気をお客さまが使用する場所をいい，原則として，以下のように取り扱います。

(1) １構内または１建物を１需要場所といたします。ただし，集合住宅等の１建物内において，共有部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は，その部分を 1 需要場所とすることがあります。なお，この場合において，１構内とは，柵塀その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また１建物とは，独立した１建物をいいます。

(2) ⑴にかかわらず，隣接する複数の構内の場合で，それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときで，一般送配電事業者が 1 需要場所と認める場合，その他一般送配電事業者において１需要場所と認める場合は当社においても１需要場所といたします。

23. 力率

供給地点ごとに，その 1 月の毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は100％とします。）をいいます。

24. 最大需要電力

お客さまの使用された 30 分ごとの需要電力の最大値であり，一般送配電事業者がお客さまの需要場所に設置する記録型計量器（以下「計量器」といいます）により計測される値をいいます。

25. 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

26. 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間，2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間，3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間，4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間，5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間，6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間，7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間，8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間，9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間，10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間，11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月末日までの期間をいいます。

**第 4 条　単位および端数処理**

需給契約において使用する単位、端数処理は以下の通りとします。

1. 契約電力，最大需要電力の単位は 1 キロワットとし，その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。ただし，契約電力が 500 キロワット未満のときで，算定された値が 0.5 キロワット未満となるときは，契約電力を 1 キロワットといたします。
2. 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし，その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
3. 力率の単位は 1 パーセントとし，その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
4. 料金その他の計算における合計金額の単位は，1 円とし，その端数は切り捨てます。

**第 5 条　実施細目**

本需給約款の実施上必要な細目的事項は，本需給約款の趣旨に則り，そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

## 第 2 章 契約の締結

**第 6 条　需給契約の申込み**

1. お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は，　あらかじめ本需給約款および託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式により申込みをしていただきます。

   契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約受電設備，契約電力，発電設備等，業種用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法
2. 契約負荷設備，契約受電設備および契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客さまから申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に

応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書によりご提供いただきます。

3. 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社または一般送配電事業者へ供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。
4. 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客さまが保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
5. お客さまが発電設備を設置される場合には，予備発電設備が設置されている場合等お客さまの発電設備の検査，補修または事故（停電によるお客さまの発電設備の停止等を含みます。）による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き，自家発補給電力または自家発補給電力の申込みをしていただきます。
6. お客さまは，需給契約の内容および需給契約にもとづく取引に関する情報を，需給契約を履行する以外の目的で，第三者に開示してはならないものといたします。ただし，法令上の根拠または公的機関からの正当な権限もしくは目的による開示要請がある場合はこの限りではありません。

**第７条　需給契約の成立および契約期間**

1. 需給契約は，お客さまの需給契約の申込みに対して，当社が供給の意思表示を行なったときに成立いたします。
2. 契約期間は，次によります。
   (1) 契約期間は，需給契約書にて別に定める場合を除き，需給契約が成立した日から，需給開始日以降1年目の日までといたします。
   (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は，需給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

**第８条　供給電気方式，供給電圧および周波数**

供給電気方式，供給電圧および周波数は，託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

**第９条　需要場所**

需要場所は，託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

**第10条　需給契約の単位**

当社は，次の場合を除き，1 需要場所について 1 契約種別を適用して，1 需給契約を結びます。

1. 1需要場所において，当社があわせて契約することを認める契約種別をあわせて契約する場合

2. 電気鉄道の場合で，負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客様の希望により，一括して1電気需給契約を結ぶとき。

**第 11 条 供給の開始**

1. 当社は，需給契約が成立したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。
2. 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，別の需給開始日を定めて電気を供給いたします。
3. 当社以外の者による電気の供給から当社による電気の供給に変更される場合で，当社以外の者との需給契約の廃止手続きが完了されていないときには，需給開始日をあらためて協議いたします。

**第 12 条 供給の単位**

当社は，託送供給等約款に定めるところにより，原則として，1需給契約につき，1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

**第 13 条 需給契約書の作成**

当社は，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

**第 14 条 承諾の限界**

当社は，法令，電気の需給状況，一般送配電事業者の供給設備の状況，料金の支払状況（既に終了しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）等の理由により，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

## 第 3 章 契約種別

**第 15 条 常時電力**

1. 特別高圧で電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受け，契約電力が 500 キロワット以上の場合
   (1) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社および一般送配電事業者との協議によって定めます。なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，当社が適当と認めるときは，需給開始の日から 1 年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。
   (2) 自家発補給電力と同一計量される場合で，自家発補給電力によって電気を使用されたときは，原則として，その 1 月の自家発補給電力の供給時間中における 30 分ごとの需要電力の最大値から

自家発補給電力のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における 30 分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を，その 1 月の最大需要電力とみなします。

2. 高圧で電気の供給を受け，契約電力が 500 キロワット未満の場合

(1) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

(a) 新たに電気の供給を受ける場合は，需給開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は，その 1 月の最大需要電力と需給開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。ただし，本需給約款により電気の供給を受ける前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用される場合には，本需給約款による電気の供給を受ける前の電気の供給は，契約電力の決定上本需給約款によって受けた電気の供給とみなします。この場合，契約電力決定上の必要な事項は，お客さまより申し出ていただきます。

(b) 契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その 1 月の増加された日以降の期間は，その期間の最大需要電力の値といたします。

(c) 契約受電設備を減少される場合等で，1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社および一般送配電事業者との協議によって定めた値といたします。ただし，減少された日以降 12 月の期間で，その 1 月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社および一般送配電事業者との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社および一般送配電事業者との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は，契約電力は，その上回る最大需要電力の値といたします。

(2) 自家発補給電力と同一計量される場合で，自家発補給電力によって電気を使用されたときは，原則として，その1月の自家発補給電力の供給時間中における30分ごとの需要電力の最大値から自家発補給電力のその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力の供給時間以外の時間における30分ごとの需要電力の最大値のうちいずれか大きい値を，その1月の最大需要電力とみなします。

3. 契約電力が 500 キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が 500 キロワット以上となる場合は，契約電力を 1 によってすみやかに定めるものとし，それまでの契約電力は，2 によって定めます。

4. 料金

常時電力の1月の料金は，需給契約書にて定める，基本料金および電力量料金，本需給約款の別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）3によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，本需給約款の別表（市場調達調整）2の合計といたします。ただし，基本料金は，（3）に定める力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しいたします。

(1) 基本料金

基本料金はその1月につき，契約電力と基本料金単価および（3）に定める力率割引および割増しから，以下の算式により算定される金額といたします。

なお，まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用された場合を除きます。）の基本料金は，半額といたします。

基本料金＝契約電力×基本料金単価×（1＋（0．85－力率／100））

(2) 電力量料金

電力量料金は，電力量料金単価とその 1 月の使用電力量から，以下の算式により算定される金額といたします。

電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価＋燃料費調整額

(3) 力率割引および割増し

力率は，その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には，その瞬間力率は，100％といたします。）といたします。力率が 85％を上回る場合は，上回る 1％につき基本料金を 1％割引し，85％を下回る場合は，下回る 1％につき基本料金を 1％割増しいたします。ただし，まったく電気を使用しないその 1 月の力率は，85％とみなします。

**第 16 条 予備電力**

1. 契約電力

予備電力の契約電力は，原則として常時電力の契約電力の値といたします。ただし，お客さまに特別の事情がある場合，予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として，お客さまと当社および一般送配電事業者との協議によって定めます。この場合の契約電力は，常時電力の契約電力の値が 50 キロワット未満のときを除き，50 キロワットを下回らないものといたします。

2. 料金

予備電力の 1 月の料金は，以下に定める基本料金および電力量料金，本需給約款の別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）3 によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，本需給約款の別表（市場調達調整）2 の合計といたします。ただし，常時電力の供給電圧が特別高圧のお客さまにおいて，予備電力の供給電圧が常時電力の供給電圧と異なる場合には，予備電力の契約電力および使用電力量は，料金の算定上，常時電力の電圧と同位の電圧にするために，別途需給契約書に定められている場合を除き，3％の損失率で修正したものといたします。なお，契約電力および基本料金単価は需給契約書等に定めるものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は，需給開始日以降適用するものとし，予備電力の契約電力と基本料金単価から，電力の使用の有無にかかわらず，以下の算式により算定される金額といたします。

基本料金＝契約電力×基本料金単価

(2) 電力量料金

電力量料金は，その 1 月の予備電力の使用電力量につき，お客さまの常時電力の該当料金を適用し，常時電力の電力量料金とあわせて算定いたします。

**第 17 条 自家発補給電力**

1. 契約電力

自家発補給電力の契約電力は，お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として，お客さまと当社および一般送配電事業者との協議によって定めます。この場合の契約電力は，原則として，1 台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

2. 料金

自家発補給電力の１月の料金は，以下に定める基本料金および電力量料金，本需給約款の別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）3 によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，本需給約款の別表（市場調達調整）2 の合計といたします。なお，契約電力，基本料金単価，不使用月単価および電力量料金単価は需給契約書等に定めるものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は，需給開始日以降適用するものとし，自家発補給電力の契約電力と基本料金単価および不使用月係数から，以下の算式により算定される金額といたします。

(a) 自家発補給電力使用時

基本料金＝自家発補給電力の契約電力×基本料金単価×（1＋（0．85－力率／100））

(b) 自家発補給電力不使用時

基本料金＝自家発補給電力の契約電力×基本料金単価×不使用月係数

なお，当該月に前月から継続して自家発補給電力の供給を受けた期間がある場合で，その期間が前月の自家発補給電力の供給を受けなかった期間よりも短いときは，その期間における自家発補給電力の供給は，前月における自家発補給電力の供給とみなします。

(2) 電力量料金

電力量料金は，その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価から，以下の算式により算定される金額といたします。

なお，使用条件とは，お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により，自家発電設備が使用できない場合による使用，または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい，①の使用は，次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し，それ以外の使用は②による使用とみなします。

電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価＋燃料費調整額

3. 定期検査・定期補修の取扱い

お客さまが実施する発電設備の定期検査・定期補修の時期は，毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて，実施時期を当社に対して書面により通知していただきます。なお，実施の時期を変更される場合には，その 1 月前までに当社に通知していただきます。ただし，当社または一般送配電事業者の需給状況が著しく悪化した場合には，当社はその実施時期についてお客さまと協議の上，実施時期を変更させていただく場合があります。

4. 自家発補給電力の使用

(1) 使用の通知

お客さまが自家発補給電力を使用する場合は，使用開始時刻と使用休止時刻をあらかじめ当社に通知するものといたします。ただし，事故，その他やむをえない場合には，使用開始後，すみやかに当社に通知するものといたします。

(2) 使用の確認

常時電力と自家発補給電力を同一計量する場合において，契約電力が 500 キロワット以上のお客さまの最大需要電力が常時電力の契約電力以下の場合は，(1)にかかわらず，自家発補給電力を使用しなかったものとみなします。

5. 自家発補給電力の最大需要電力

常時電力と自家発補給電力を同一計量する場合において，自家発補給電力の最大需要電力は以下の(1)～(2)による場合を除き，原則として自家発補給電力の契約電力をその１月の最大需要電力とみなします。また，常時電力の最大需要電力は，その１月の自家発補給電力の使用期間中における最大需要電力の値から自家発補給電力の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力の使用時間外における最大需要電力の値のうちいずれか大きい値とします。

(1) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまの場合，自家発補給電力を使用した際の総需要の最大需要電力が常時電力と自家発補給電力の契約電力の合計を上回った場合，自家発補給電力の最大需要電力は以下の(a)～(c)によるものといたします。

(a) 超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力＝総需要の最大需要電力－常時供給電力の契約電力

(b) 超過の原因が常時供給電力の超過であることが明らかな場合

自家発補給電力の最大需要電力＝自家発補給電力の契約電力

(c) 超過の原因が明らかでない場合

自家発補給電力の最大需要電力＝総需要の最大需要電力×(自家発補給電力の契約電力／(常時供給電力の契約電力＋自家発補給電力の契約電力))

(2) 契約電力が 500 キロワット未満のお客さまの場合、自家発補給電力の需要電力の最大値が自家発補給電力の契約電力をこえたことが明らかなときは、自家発補給電力の需要電力の最大値をその１月の自家発補給電力の最大需要電力とみなします。

6. 自家発補給電力の使用電力量

常時電力と自家発補給電力を同一計量する場合において、自家発補給電力の使用電力量は以下の(1)～(2)により算定するものといたします。

(1) 自家発補給電力の使用電力量＝自家発補給電力の使用時間中の使用電力量
－（基準電力×自家発補給電力の使用時間）

自家発補給電力を適用する使用電力量は、自家発補給電力使用期間中の各計量時間ごとに、基準電力に計量時間を乗じてえた値を使用電力量から差し引いた値を合計したものといたします。なお、基準電力は、原則として以下の（a）～（c）によるものとします。ただし、基準電力の算定が不適当と認められる場合は、別途お客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

(a) 自家発補給電力使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

(b) 自家発補給電力使用の前３ヶ月間における常時供給分の平均電力

(c) 自家発補給電力使用の前３日間における常時供給分の平均電力

(2) ⑴に基づいて算定された自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値をこえないものといたします。なお，超過分は常時供給分により使用されたものとして扱います。

7. その他

(1) 当社は，必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

(2) 大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力，渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるために電気の供給を受ける場合については，自家発補給電力の対象といたしません。

## 第 4 章 料金の算定および支払い

### 第 18 条 料金

料金は，基本料金，電力量料金，別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）⑶によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および本需給約款の別表（市場調達調整）2 の合計といたします。

### 第 19 条 料金の適用開始の時期

料金は，需給開始の日から適用いたします。ただし，供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き，原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

### 第 20 条 料金の算定期間

料金の算定期間は，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし，電気の供給を開始し，または需給契約が終了した場合の電気料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から終了日までの期間といたします。

**第 21 条 使用電力量等の計量**

1. 使用電力量は，託送供給等約款に定めるお客さまの供給地点にかかわる 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また，料金の算定期間の使用電力量は，30 分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（需給契約が終了する場合は，計量期間の開始日から終了日までの期間といたします。）において合計した値といたします。なお，電力量料金を季節区分および時間帯区分ごとに算定する場合の料金の算定期間の季節別および時間帯別の使用電力量は，季節および時間帯ごとに，30 分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（ただし，需給契約が終了する場合は，計量期間の開始日から終了日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
2. 当社は，一般送配電事業者から受領した検針の結果をお客さまにお知らせいたします。
3. 計量器の故障等により使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できない場合には，料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力等は，託送供給等約款に定めるところにより，お客さまと当社との協議によって定めます。

**第 22 条 料金の算定**

1. 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
   (1) 電気の供給を開始し，または需給契約が終了した場合
   (2) 契約種別，契約電力，供給電圧等を変更したことにより，料金に変更があった場合
   (3) その他当社が 1 月とするのが適切ではないと判断した場合
2. 料金は，需給契約ごとに算定いたします。なお，算定の結果は，料金の算定期間ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。

**第 23 条 日割計算**

1. 当社は，第 22 条（料金の算定）1⑴，⑵または⑶の場合は，以下により料金を算定いたします。
   (1) 基本料金は，別表 4（日割計算の基本算式）1 により日割計算をいたします。
   (2) 電力量料金，別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）3によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，別表 2（燃料費調整）3 に定める燃料費調整額および別表 3（市場調達調整）2 に定める市場調達調整費は，別表 4（日割計算の基本算式）3 により日割計算をいたします。
   (3) ⑴および⑵によりがたい場合は，これに準じて算定いたします。
2. 第 22 条（料金の算定）1⑴の場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および終了日を含みます。また，第 22 条（料金の算定）1⑵の場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

**第 24 条 料金の支払義務および支払期日**

1. お客さまの料金の支払義務は，原則として，検針日以降で一般送配電事業者から検針の結果を受領したことにより，当社にて料金の請求が可能となった日に発生するものといたします。お客さまには、料金を支払い期日までに支払っていただくものとし，当社は，その1月における料金を，検針日の前日が属する月の末日から15日以内にお客さまに請求いたします。振り込みによる支払いの場合，お客さま

は請求書に記載された支払期日までに，当社が指定する口座に料金を振り込むものといたします。なお，振込手数料はお客さまが負担するものといたします。
また，口座振替による支払いの場合，請求書を受領した日の属する月の27日（銀行の休業日の場合は翌営業日といたします。）を振替日といたします。なお，口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。

2. 料金以外の一般送配電事業者の託送供給等約款に基づいて発生する工事費負担金その他の需給契約に基づきお客さまに発生する金銭債務については，発生するつど，当社が指定する方法により支払っていただきます。

**第 25 条 延滞利息**

お客さまが料金を支払期日までに支払われない場合には，当社は，支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで，請求料金から，消費税等相当額，再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税等相当額を差し引いた金額に対して，年10%の延滞利息をお客さまから申し受けます。ただし，支払期日の翌日から起算して10 日以内に支払われた場合には，この限りではありません。この延滞利息は，お客さまが延滞利息算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

## 第 5 章 使用および供給

**第 26 条 適正契約の保持**

お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等により，当社が、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認めた場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

**第 27 条 契約超過金**

1. 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には，当社の責めとなる理由による場合を除き，当社は，契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を，契約超過金として申し受けます。この場合，契約超過電力とは，その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
2. 契約超過金は，契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

**第 28 条 力率の保持**

1. 需要場所の負荷の力率は，原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。
2. 当社は，技術上必要がある場合は，一般送配電事業者の求めに応じ，お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。なお，この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの 1 月の力率は，当社および一般送配電事業者との協議によって定めます。

**第 29 条　需要場所への立入りによる業務の実施**

当社は，次の業務を実施するため，お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合，お客さまには，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお，係員は、お客さまのお求めに応じ，所定の証明書を提示いたします。

1. 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
2. その他本需給約款によって，需給契約の成立，変更または終了等に必要な業務

**第 30 条　供給の停止**

1. お客さまが次のいずれかに該当する場合には，一般送配電事業者が電気の供給を停止することがあります。
   (1) お客さまの責に帰すべき理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
   (2) お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し，または亡失して，一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
   (3) 託送供給等約款に反して，一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
   (4) その他託送供給等約款に定めのある場合
2. お客さまが次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，一般送配電事業者が電気の供給を停止することがあります。
   (1) お客さまの責に帰すべき理由により保安上の危険がある場合
   (2) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
   (3) 託送供給等約款に反して，一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
   (4) その他託送供給等約款に定めのある場合
3. 1 または 2 によって電気の供給を停止する場合，一般送配電事業者は，一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において，供給停止のための適当な処置を行ないます。なお，この場合には，必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

**第 31 条　供給停止の解除**

第 30 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で，お客さまがその理由となった事実を解消したときには，一般送配電事業者等が，すみやかに電気の供給を再開いたします。

**第 32 条　供給停止期間中の料金**

第 30 条（供給の停止）によって電気の供給を停止された場合には，その停止期間中についても，原則として，供給がされていたものとみなして料金を算定いたします。

**第 33 条　違約金**

1. お客さまが次のいずれかに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当

社は，その免れた金額の 3 倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。

(1) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

(2) 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

(3) 特別高圧電力もしくは高圧電力の場合，自家発補給電力の場合，または予備電力で特別高圧電力もしくは高圧電力に準ずる場合で，変圧器，発電設備等を介して，電灯または小型機器を使用された場合

2. 1の免れた金額は，本需給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
3. 不正に使用した期間が確認できないときは，6 月以内で当社が決定した期間といたします。

**第 34 条 供給の中止または使用の制限もしくは中止**

1. 次の場合には，託送供給等約款の定めに従い，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。

(1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合

(2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検，修繕，変更その他の工事上やむをえない場合

(3) 電気の需給上または保安上必要がある場合

2. 1 の場合には，当社または一般送配電事業者は，あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急時等やむをえない場合には，この限りではありません。
3. 1 の場合には，当社は，料金の減額等を行ないません。

**第 35 条 損害賠償の免責**

1. 第 11 条（供給の開始）2 によって需給開始日を変更した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
2. 託送供給等約款に定めるところにより，一般送配電事業者が接続供給を停止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約にかかわる債務の履行の責めを負いません。
3. 第 30 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または第 42 条（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が終了した場合には，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
4. 漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
5. 天候，天災，伝染病，戦争，暴動等その他不可抗力によってお客さまが損害を受けた場合，当社は，その損害について賠償の責任を負いません。
6. 一般送配電事業者の責めに帰すべき理由その他当社の責めとならない理由により被ったお客さまの損害について，当社は，賠償の責任を負いません。

**第 36 条　設備の賠償**

お客さまが故意または過失によって，その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物，電気機器その他の設備を損傷し，または亡失したことにより，当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は，当社は，その賠償に要する金額およびその金額の支払いに要する費用をお客さまに支払っていただきます。

**第 37 条　需給計画に係るお客さまの協力**

当社は，託送供給等約款等にもとづく需給計画作成のために必要な情報を，お客さまより提供していただくことがあります。

## 第 6 章　契約の変更および終了

**第 38 条　需給契約の変更**

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は，第 2 章（契約の締結）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。なお，契約種別等の変更を希望される場合の変更希望日は，原則として計量期間の始期といたします。

**第 39 条　名義の変更**

事業譲渡，合併その他の原因によって，新たなお客さまが，それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電気の使用を希望される場合で，当社が承諾したときには，名義変更の手続によることができます。この場合には，その旨をあらかじめ文書等により申し出ていただきます。

**第 40 条　需給契約の廃止**

1. お客さまが本需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は，原則として廃止希望日の 3 月前までにその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。
2. 需給契約は，第 42 条（解約等）および次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に終了いたします。
   (1) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の 3 月前以降に受けた場合は，廃止期日以降で当社が電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者との間で必要な手続きを完了させた日に需給契約が終了するものといたします。
   (2) 当社の責めとならない理由により一般送配電事業者が需給契約を終了させるための処置ができない場合は，需給契約を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

**第 41 条　需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算**

お客さまが契約電力を新たに設定または増加後に，需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力

を減少しようとされる場合に，当社が一般送配電事業者から料金または工事費等の精算を求められる場合には，当社はお客さまから，その精算金に相当する金額ならびにその支払いに必要な手数料を第 24 条(料金その他の支払義務および支払期日)2 に従いお支払いいただきます。ただし，非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

**第 42 条 解約等**

1. 当社は，次の場合には，需給契約を解約することがあります。なお，この場合には，あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
   (1) 託送供給等約款に定める接続供給が停止される場合に該当することが明らかになったとき
   (2) お客さまが料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合
   (3) お客さまが他の需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合
   (4) 本需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金，工事費負担金その他本需給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
   (5) お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
   (6) お客さまが破産手続き開始，再生手続き開始，更生手続き開始，特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
   (7) お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
   (8) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
   (9) その他の理由でお客さまが明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあると当社が認めた場合
   (10) お客さまがその他本需給約款，一般送配電事業者が定める託送供給等約款または関係法令等に違反した場合
2. お客さまが，第 40 条(需給契約の廃止)1 による通知をされないで、その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は終了するものといたします。

**第 43 条 需給契約終了後の債権債務関係**

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅いたしません。

## 第 7 章 供給方法、工事および工事費の負担

**第 44 条 供給方法および工事**

1. 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給方法および工事については，託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

2. 託送供給等約款にもとづき当社と一般送配電事業者との協議によって定めることとされている供給地点，架空引込線の引込線取付点，地中引込線によって接続を行なう場合の一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所，計量器等の取付位置および集合住宅等の場合で建物内に計量器等を取り付けた場合の必要な事項等については，原則としてお客さまと一般送配電事業者との協議によって定めていただきます。
3. 一般送配電事業者の供給設備，計量器等および電流制限器等を施設または取り付ける場合の施設場所または取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。
4. 当社が一般送配電事業者から託送供給等約款にもとづき電気の供給または計量にあたり必要な設備等の施設または取付けを求められた場合には，当該設備等は，原則として，お客さまの負担で施設または取り付けていただきます。この場合には，当社および一般送配電事業者が当該設備等を無償で使用できるものといたします。

**第 45 条　工事費負担金等相当額の申受け等**

1. 一般送配電事業者から，託送供給等約款にもとづき，お客さまへの電気の供給にともなう工事等にかかわる工事費負担金，費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は，当社は，請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
2. 一般送配電事業者から，工事完成後，当該工事費負担金等相当額にかかわる工事費負担金の精算を受けた場合は，当社は，お客さまと工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
3. お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で，一般送配電事業者から託送供給等約款にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，請求を受けた金額に相当する金額をお客さまから申し受けます。

## 第 8 章　その他

**第 46 条　反社会的勢力との取引排除**

当社およびお客さまは，以下の各号について表明し，保証するものとします。

1. 自己，または自己の役員，重要な地位の使用人これに準ずる顧問等，経営に実質的な影響力を有する株主等（以下「自己の役員等」といいます）が暴力団，暴力団員，暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者，暴力団準構成員，暴力団関係企業・団体またはその関係者，その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）ではなく，過去にも反社会的勢力でなかったこと，また今後もそのようなことはないこと。
2. 自己，または自己の役員等が，反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず，また，今後もそのようなことはないこと。
3. 自己，または自己の役員等が，反社会的勢力を利用していないこと，また，今後もそのようなことはないこと。

4. 自己，または自己の役員等が，反社会的勢力に対して資本金等を提供し，または便宜を供与するなど，反社会的勢力の維持運営に協力し，または関与していないこと，また，今後もそのようなことはないこと。
5. 当社およびお客さまは，自らまたは第三者を利用して，相手方および相手方の役職員，株主，関係会社，親会社，顧客，取引先等の関係先等（以下「関係先等」といいます）に対し，暴力的行為，詐術，脅迫的言辞を用いず，相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず，相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

**第 47 条　別途協議事項**

本需給約款に定めのない事項に関しては、お客さまおよび当社が協議の上、その解決に誠実に努めるものとします。

**第 48 条　管轄裁判所**

本需給約款および需給契約にかかわる訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

# 附　則

1.　本需給約款の実施期日

本需給約款は、2025 年 10 月 1 日から実施いたします。

# 別　表

**別表１ 再生可能エネルギー発電促進賦課金**

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第 32 条第 2 項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用
1 に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間の始期から、翌年の 4 月の料金にかかる計量期間の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

3. 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定
(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に 1 に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
(2) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申し出の直後の 5 月の料金にかかる計量期間の始期から翌年の 4 月の料金にかかる計量期間の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、（1）にかかわらず、（1）によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

## 別表２ 燃料費調整

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝A×$\alpha$＋B×$\beta$＋C×$\gamma$

A＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

$\alpha$、$\beta$、$\gamma$＝別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

なお、燃料価格Xは表２に定めるものとします。

燃料費調整単価＝（平均燃料価格－X円）×$\frac{②の基準単価}{1,000}$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し表１の通り適用いたします。ただし、計量日が毎月初日のお客さまについては、表 1 の各月の計量日はその月の翌月の初日といたします。

**[表 1]**

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|---|
| 毎年1月1日から<br>3月31日までの期間 | その年の6月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年2月1日から<br>4月30日までの期間 | その年の7月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年3月1日から<br>5月31日までの期間 | その年の8月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年4月1日から<br>6月30日までの期間 | その年の9月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年5月1日から<br>7月31日までの期間 | その年の10月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年6月1日から<br>8月31日までの期間 | その年の11月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年7月1日から<br>9月30日までの期間 | その年の12月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年8月1日から<br>10月31日までの期間 | 翌年の1月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年9月1日から<br>11月30日までの期間 | 翌年の2月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年10月1日から<br>12月31日までの期間 | 翌年の3月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年11月1日から<br>翌年の1月 31日までの期間 | 翌年の4月の料金に係る計量期間等 |
| 毎年12月1日から<br>翌年の2月末日までの期間 | 翌年の5月の料金に係る計量期間等 |

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1、000 円変動した場合の値とし、表 2 に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に1.（2）によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額といたします。

燃料費調整額＝使用電力量×燃料費調整単価

［表 2］

| 項目 | | 値 |
|---|---|---|
| 係数 | $\alpha$ | 0.0033 |
| | $\beta$ | 0.4001 |
| | $\gamma$ | 0.6241 |
| 燃料価格 | X | 64,900円 |
| 基準単価<br>（1キロワット時につき） | 特別高圧 | 14銭5厘 |
| | 高圧 | 15銭0厘 |

※上記基準単価は消費税相当額を含みます。

**別表３ 市場調達調整**

1. 調達単価の定義ならびに還元基準値および追加請求基準値の設定

| | |
|---|---|
| 調達単価 | 当月の過去３ヶ月の一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）から当社が調達した実績の平均値 |
| 還元基準値 | 当月の調達単価が 10 円（税込）を下回った場合、各契約における料金から２に定める市場調達調整費（還元）を差し引くものといたします。 |
| 追加請求基準値 | 当月の調達単価が 18 円（税込）を上回った場合、各契約における料金から２に定める市場調達調整費（追加請求）を加えたものといたします。 |

※還元基準値および追加請求基準値の改定
当社は、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものとします。

2. 市場調達調整費の算定
市場調達調整費は以下の算式により算定された金額とします。
なお、市場調達調整費単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

| | |
|---|---|
| 市場調達調整費（還元） | （還元基準値－調達単価）×使用電力量（kWh）×JEPX調達割合（%） |
| 市場調達調整費（追加請求） | （調達単価－追加請求基準値）×使用電力量（kWh）×JEPX調達割合（%） |

## 別表４　日割計算の基本算式

1.　基本料金を日割りする場合の日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。

基本料金＝１月の該当料金×$\frac{\text{日割り計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$

電気の供給を開始し，または需給契約が終了した場合の１にいう計量期間の日数は，次のとおりといたします。

(1)　電気の供給を開始した場合
需給開始日を含む計量期間の日数といたします。

(2)　需給契約が終了した場合
終了日を含む計量期間の日数といたします。

2.　電力量料金，別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）3によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金，別表２（燃料費調整）３に定める燃料費調整額および別表３（市場調達調整）２に定める市場調達調整費は，日割計算の対象となる算定期間の使用電力量により算定いたします。